

千葉市中央区選挙管理委員会規程

平成 4 年 5 月 13 日

中央区選管告示第 4 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号、以下「法」という。)第 194 条の規定に基づき、千葉市中央区の選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 組織

(委員長の選挙)

第 2 条 委員長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人をさだめる。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。この場合においては、委員全員の同意があつた被指名人をもって当選人とする。

(平成 20 中央区選管告示 12・一部改正)

(委員長の臨時職務代理者)

第 3 条 前条の規定による選挙を行う場合において、委員長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

(委員長の任期)

第 4 条 委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長が欠けたときの選挙)

第 5 条 委員会は、委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長の職務代理者の指定)

第 6 条 委員長は、法第 187 条第 3 項の規定により、委員長の職務を代理する委員(以下「委員長の職務代理者」という。)をあらかじめ指定しておかななければならない。

2 委員長は、委員長の職務を代理する委員が欠けたときは、速やかにこれを指定しなければならない。

(退職の手續)

第 7 条 委員長が退職しようとするときは、委員長の職務代理者にその旨を文書で届け出なければならない。

2 委員及び補充員が退職しようとするときは、委員長にその旨を文書で届け出なければならない。

(委員の欠格事項等に関する届出)

第 8 条 委員又は補充員は、選挙権を有しなくなったとき、又は政党その他の政治団体に所属し、若しくはその属する政党その他の政治団体を変更したときは、直ちに、その旨を委員長に届け出なければならない。

(委員長等の氏名等の告示)

第 9 条 委員長若しくは委員が退職したとき、委員長が選挙されたとき又は委員の欠員を補充したときは、直ちに、その旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

第3章 会議

(定例会及び臨時会)

第10条 委員会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回開催する。

3 臨時会は、委員長が必要と認めた時又は委員から請求があったときに開催する。

(平成9中央区選管規程2・一部改正)

(臨時会開催の請求)

第11条 委員が前条第3項に規定する臨時会の請求をするときは、会議の日時、案件及びその理由を付した文書により、委員長に請求しなければならない。

(委員会の招集)

第12条 委員会の招集は、委員長の委員に対する通知により、これを行う。

2 前項の通知には、招集の日時、場所及び議題を付記した文書により行わなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りではない。

3 委員の改選後、最初に行われる委員会の招集は、年長の委員がこれを行う。

(欠席の届出)

第13条 委員長又は委員が委員会に出席できないときは、委員長にあっては委員長職務代理者に、委員にあっては委員長に、あらかじめその旨を届け出なければならない。

(関係者の出席)

第14条 委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その説明を聴取することができる。

(会議録の調製)

第15条 委員長は、書記をして会議録を調製させ、出席委員の氏名及び会議の次第その他必要な事項を記載させなければならない。

2 前項の会議録には、委員長及び出席委員が署名しなければならない。

(会議の傍聴)

第15条の2 会議の傍聴を希望する者で、委員長が認めるものは、会議を傍聴することができる。ただし、次の各号に掲げる事項を傍聴することができない。

(1) 個人情報等法令又は条例により会議の公開又は情報の開示をすることができないものを含む事項

(2) 会議を公開することにより選挙の執行に影響を及ぼすおそれのある事項

(3) 前各号に定めるもののほか、委員長が特に必要と認めた事項

2 傍聴の手続その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(平成20中央区選管告示12・追加)

(議事の手続)

第16条 本章に規定するもののほか、委員会の議事については市議会の会議の例による。

第4章 委員長の職務権限

(委員長の担当事務)

第17条 委員長の担任する事務は、法令で定めるもののほか、おおむね次のとおりとする。

(1) 委員会の運営に関すること。

- (2) 委員会に議案を提出すること。
 - (3) 委員会の議決を執行すること。
 - (4) 職員の任免、給与及び服務に関すること。
 - (5) 前 4 号に掲げるもののほか、委員会の事務に関すること。
- (委員長の専決処分)

第 18 条 委員会の権限に属する事項のうち軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、委員長においてこれを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、委員長は、次の委員会においてこれを報告しなければならない。

(市委員会との協議)

第 19 条 委員長は、特に重要又は異例と認められる事項については、千葉市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)と事前協議するものとする。

(市委員会への報告)

第 20 条 委員長は、次の各号に掲げる事項については速やかに市委員会に報告しなければならない。

- (1) 委員会規程の制定及び改廃
- (2) 委員及び補充員並びに事務局職員の異動
- (3) 委員会の会議の結果で、委員会が必要と認める事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市委員会が必要と認める事項

第 5 章 事務局等 (平成 9 中央区選管規程 1・改称)

(書記長等)

第 21 条 法第 252 条の 20 第 5 項において準用する法第 191 条第 1 項(次項において単に「法第 191 条第 1 項」という。)の規定により委員会に置かれる書記長(以下「書記長」という。)及び書記(以下「書記」という。)は、書記長にあつては副区長(副区長が欠員の場合は区長とする。)をもって、書記にあつては区役所総務課(以下「総務課」という。)及び区役所地域づくり支援課 (以下「地域づくり支援課」という。) の職員をもって充てる。

(平成 9 中央区選管規程 1・追加、平成 20 中央区選管告示 1・平成 21 中央区選管告示 6・平成 23 中央区選管告示 17・一部改正・令和 5 中央区選管告示〇・一部改正)

(事務局の設置)

第 22 条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

(平成 9 中央区選管規程 1・旧第 21 条繰下)

(事務局の組織及び事務分掌)

第 23 条 事務局に選挙課及び管理課を置く。

2 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 委員会及び諸会議の運営
- (2) 文書の收受、発送及び保存に関すること
- (3) 公印及び公告式に関すること
- (4) 局の経理に関すること
- (5) 物品の出納・保管に関すること
- (6) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の調製及び保管に関すること
- (7) 投票区の増設及び変更に関すること

- (8) 選挙の執行に関する事
- (9) 直接請求に関する事
- (10) 裁判員候補者予定者名簿の調製に関する事
- (11) 検察審査員候補者予定者名簿の調製に関する事
- (12) 諸証明に関する事
- (13) 選挙の啓発に関する事
- (14) 明るい選挙推進協議会に関する事
- (15) 選挙の諸統計に関する事
- (16) 国民投票に関する事
- (17) 最高裁判所裁判官国民審査に関する事
- (18) 選挙制度の調査及び研究に関する事
- (19) その他の庶務に関する事

(平成 9 中央区選管規程 1・旧第 22 条繰下・一部改正、平成 9 中央区選管規程 2・平成 12 中央区選管規程 1・平成 21 中央区選管告示 6・平成 23 中央区選管告示 17・一部改正・令和 5 中央区選管告示〇・一部改正)

(事務局長等)

第 24 条 事務局に事務局長を置き、書記長をもってこれに充てる。

- 2 事務局の課に課長、課長補佐、主査及び主事を置く。
- 3 前項に定めるもののほか、必要があるときは、課に総括主幹、主査補、副主査、主任主事、主任技師及び技師を置くことができる。

(平成 6 中央区選管告示 4・一部改正、平成 9 中央区選管規程 1・旧第 23 条繰下・一部改正、平成 9 中央区選管規程 2・平成 20 中央区選管告示 1・平成 23 中央区選管告示 17・平成 25 中央区選管告示 17・一部改正・令和 5 中央区選管告示〇・一部改正)

(職責)

第 25 条 事務局長は、委員長の命を受け、委員会に関する事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 事務局長に事故があるときは、その職務を所管する課長がその職務を代理する。
- 3 課長は、上司の命を受け、課の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務を処理する。
- 5 前 4 項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(平成 6 中央区選管告示 4・平成 23 中央区選管告示 17・一部改正)

(担当事務)

第 26 条 前条第 5 項に定める職員の担当事務は課長が定める。

(平成 23 中央区選管告示 17・追加)

(事務局長等の専決事項)

第 27 条 事務局長は、軽易な事項の報告、照会、回答及び資料収集に関する事項を専決することができる。

- 2 次の各号に掲げる事項は、課長において専決することができる。
 - (1) 職員の休暇、欠勤その他服務に関する事。
 - (2) 職員(課長の指定する者の専決できる職員を除く。)の旅行命令及び復命の受理に関する事。
 - (3) 前号に定める職員の時間外勤務、休日勤務等の命令に関する事。

- 3 次の各号に掲げる事項は、課長の指定する者において専決することができる。
- (1) 所属職員の在勤地内(県内及び東京都内を含む。)の旅行命令及びその復命の受理に関すること。
- (2) 所属職員の時間外勤務、休日勤務等の命令に関すること。
- 4 事務局長が不在のときは、課長が事務局長専決事項を、課長が不在のときは、課長補佐が課長専決事項を代決することができる。
- 5 前項の場合においては、課長及び課長補佐は、代決した事項を速やかに専決者に報告しなければならない。

(平成 6 中央区選管告示 4・一部改正、平成 23 中央区選管告示 17・旧第 26 条繰下・一部改正)

(職員の服務等)

第 28 条 本章に規定するもののほか、職員の服務、任用、給与、事務処理等については、市長事務部局の例による。

(参与等)

第 29 条 委員会に参与及び副参与を置く。

- 2 参与には区長の職にあるものをもって充て、副参与には区役所の参事（副区長の職にあるものは除く）、保健福祉センター所長、課長（区政事務センター所長を含む）、課内室長、市民センター所長及び課長補佐並びに所長補佐の職にある者（これらが置かれていない場合又は欠員の場合を除く。）をもって充てる。
- 3 参与は、委員会の求めに応じ、委員会に属する重要な事項に参画する。
- 4 副参与は、委員会の求めに応じ、各種選挙等における事務局に係る事務に従事する。

(平成 9 中央区選管規程 1・平成 9 中央区選管規程 2・平成 10 中央区選管規程 1・平成 12 中央区選管規程 1・平成 14 中央区選管告示 7・平成 19 中央区選管告示 41・平成 21 中央区選管告示 6・平成 22 中央区選管告示 3・平成 22 中央区選管告示 8・平成 22 中央区選管告示 28・一部改正・平成 24 中央区選管告示 5 平成 31 中央区選管告示 1・令和 5 中央区選管告示〇・一部改正)

第 6 章 文書の処理

(文書の決裁等)

第 30 条 起案文書は、第 27 条に規定するものを除き、すべて委員長の決裁を受けなければならない。

(平成 12 中央区選管告示 36・一部改正・平成 26 中央区選管告示)

第 7 章 告示及び公印

(告示)

第 31 条 委員会及び委員長の告示は、千葉市公告式条例(昭和 25 年千葉市条例第 29 号)の定めるところによる。

(公印)

第 32 条 公印の名称及び書体、ひな型は、別表第 3 のとおりとする。

(公印の取扱い)

第 33 条 公印の押捺を要する文書について、委員会が印影の印刷により、公印の押捺に代えることが適当と認めた場合は、その公印の印影を当該公文書に印刷して公印の押捺に代えることができる。

2 前項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、千葉市公印規則(昭和 45 年

千葉市規則第 35 号)の例による。

(平成 12 中央区選管規程 1・一部改正)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 1 日中央区選管告示第 4 号)

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 4 月 9 日中央区選管規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 6 月 1 日中央区選管規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 8 月 1 日中央区選管規程第 2 号)

この規定は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 4 月 1 日中央区選管規程第 1 号)

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日中央区選管規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 9 月 29 日中央区選管告示第 36 号)抄

この訓令は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 4 月 24 日中央区選管告示第 7 号)

この告示は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 10 月 22 日中央区選管告示第 41 号)

この告示は、平成 19 年 10 月 22 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 23 日中央区選管告示第 1 号)

この告示は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 25 日中央区選管告示第 7 号)

この告示は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 8 月 12 日中央区選管告示第 12 号)

この告示は、平成 20 年 8 月 12 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 11 日中央区選管告示第 6 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日中央区選管告示第 3 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 5 月 26 日中央区選管告示第 8 号)

この告示は、平成 22 年 5 月 26 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 3 日中央区選管告示第 28 号)

この告示は、平成 22 年 10 月 12 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日中央区選管告示第 17 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 17 日中央区選管告示第 5 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 17 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日中央区選管告示第 17 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 21 日中央区選管告示第 5 号）
 この告示は、平成 26 年 5 月 21 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 28 日中央区選管告示第 31 号）
 この告示は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日中央区選管告示第 18 号）
 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 31 日中央区選管告示第 1 号）
 この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 1 日中央区選管告示第 3 号）
 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 削除（平成 23 中央区選管告示 17）

別表第 2 削除（平成 23 中央区選管告示 17）

別表第 3

名 称	ひな型	寸 法 ミリメ ートル	書 体	使用範囲	個数	管 守 者
千葉市中央区選挙 管理委員会之印	1	方 24	てん書	委員会名を もってする 文書	1	事務局長
千葉市中央区選挙 管理委員会之印	2	方 24	てん書	委員会名を もってする 文書	1	
千葉市中央区選挙 管理委員会委員長 之印	3	方 24	てん書	委員長名を もってする 文書	1	
千葉市中央区選挙 管理委員会委員長 之印	4	方 24	てん書	委員長名を もってする 文書	1	
千葉市中央区選挙 管理委員会事務局 長之印	5	方 24	てん書	事務局長名 をもつてす る文書	1	
千葉市中央区選挙 管理委員会事務局 長之印	6	方 24	てん書	事務局長名 をもつてす る文書	1	

ひな型

1

千 葉 市 中 央
区 選 挙 管 理
委 員 会 之 印

2

会 理 選 中 千
之 委 挙 央 葉
印 員 管 区 市

3

千 葉 市 中 央
区 選 挙 管 理
委 員 会 委
員 長 之 印

4

員 委 区 千
長 員 選 葉
之 会 挙 市
印 委 管 中
理 央

5

千 葉 市 中 央
区 選 挙 管 理
委 員 会 事 務
局 長 之 印

6

局 委 区 千
長 員 選 葉
之 会 挙 市
印 事 管 中
務 理 央

別表

課	係	事 務 分 掌
選 挙 課 (総務課)	庶 務 担 当 (管 理 班)	事務局経理、物品の出納及び保管、文書の収発 その他庶務等、投・開票管理者及び事務従事者の選任、従事者手当の支給、配車計画、投・開票所の物品調達及びその払出等
	選 挙 担 当 (選挙統計班)	明るい選挙推進協議会、常時啓発、検察審査員候補者予定者名簿の調製、裁判員候補者予定者名簿の調製、委員会及び諸会議の運営、規程等の制定・改廃、公告式、選挙人名簿の調製・保管、選挙人名簿の閲覧・縦覧、投票区の増設及び変更、期日前投票、不在者投票、直接請求、諸証明、諸統計、選挙事務の調査研究、在外選挙、国民投票、農業委員会委員選挙、土地改良区総代選挙等、選挙執行の総括、投・開票事務説明会、立候補届出受付、投票用紙の受領及び保管、開票事務等
	支 援 担 当 (企 画 班)	事務局の各担当に属さない業務、事務局の各担当の支援業務
管 理 課 (地域づくり支援課)	調 整 担 当 (支援第一班)	投票立会人の選任、公営施設の個人演説会等、選挙時啓発の計画・実施等
	施設担当 (支援第二班)	ポスター掲示板の設置・管理、違法文書図画の調査
	広報担当 (相談班)	選挙公報の作成・配布、投・開票速報